

電気通信事業法第33条第7項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧		新	
別表2 接続形態 1 適用		別表2 接続形態 1 適用	
区分	内容	区分	内容
(1)～(2) (略)	(略)	(1)～(2) (略)	(略)
(3) 表の適用	<p>本表においては、接続形態を次の各号により規定します。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ DSL回線との接続形態は2-1表に、DSL回線以外との接続形態は2-2表に規定します。この場合において、2-2表の発信事業者欄又は着信事業者欄に規定する当社又は協定事業者と、2-1表(「着信事業者」とあるのは「発信事業者」と、「発信事業者」とあるのは「着信事業者」と読み替える場合があります。)の着信事業者欄に規定する当社又は協定事業者が同一である場合は、2-2表に規定する接続形態は、2-1表の着信事業者欄に規定する当社又は協定事業者に接続することがあります。なお、2-1表と2-2表を組み合わせる場合において、<u>2-1表又は2-2表の規定中「当社」とあるのは、「特定端末系事業者」と読み替えることがあります。</u></p> <p>ウ～ク (略)</p>	(3) 表の適用	<p>本表においては、接続形態を次の各号により規定します。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ DSL回線との接続形態は2-1表に、DSL回線以外との接続形態は2-2表に規定します。この場合において、2-2表の発信事業者欄又は着信事業者欄に規定する当社又は協定事業者と、2-1表(「着信事業者」とあるのは「発信事業者」と、「発信事業者」とあるのは「着信事業者」と読み替える場合があります。)の着信事業者欄に規定する当社又は協定事業者が同一である場合は、2-2表に規定する接続形態は、2-1表の着信事業者欄に規定する当社又は協定事業者に接続することがあります。なお、2-1表と2-2表を組み合わせる場合において、<u>2-2表に規定する接続形態は、当社を含まない接続形態に接続することがあります。</u></p> <p>ウ～ク (略)</p> <p><u>ケ 2-2表に規定する接続形態において、着信事業者欄に規定する協定事業者と、その他の接続形態において発信事業者欄に規定する協定事業者が同一である場合は、2-2表に規定する接続形態は、2-2表に規定するその他の接続形態の発信事業者欄に規定する協定事業者に接続することがあります。なお、2-2表同士を組み合わせる場合において、2-2表に規定する接続形態は、当社を含まない接続形態に接続することがあります。</u></p>
2-2 DSL回線以外との接続形態別利用者料金請求、網使用料支払事業者等		2-2 DSL回線以外との接続形態別利用者料金請求、網使用料支払事業者等	<p>別添に示す接続形態を追加する</p> <p>附 則(平成24年12月14日東相制第12-0090号) <u>この改正規定は、平成24年12月17日から実施します。</u></p>

2 - 2 DSL回線以外との接続形態別利用者料金請求、網使用料支払事業者等

NO.	第1表		
	発信事業者	経由事業者	着信事業者
1-9	当社		当社

第2表(参考)		第3表	第4表	備考欄
番号	利用者料金設定事業者	利用者料金請求事業者	網使用料支払事業者	
D 1	中継事業者	中継事業者	-	